

吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2024 年 1 月 31 日

九州電力株式会社

当
収分
生日
「本
本

1

2

3

4

2024 年 1 月 31 日

吸収分割に係る事前開示事項

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員 池辺 和弘



当社は、2023 年 9 月 27 日付で当社の完全子会社である九電みらいエナジー株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、地熱事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件分割に係る事前開示事項は、次のとおりです。

1 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

別紙 1 のとおりです。

2 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式 65 万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の 100% 子会社であり、また、本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるため、当社及び吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

なお、本件分割により吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

3 会社法 758 条第 8 号に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はありません。

4 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

別紙2のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（同号ハ）

該当事項はありません。

6 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

7 本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

（1）当社の債務の履行の見込み

当社の2023年3月31日時点の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ4兆8,347億円及び4兆5,045億円です。また、本件分割により当社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ347億円及び21億円です。

これらに加え、2023年3月31日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予想される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

（2）吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

吸収分割承継会社の2023年3月31日時点の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ854億円及び700億円です。また、本件分割により吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産及び負債の額は、それぞれ347億円及び21億円です。

これらに加え、2023 年 3 月 31 日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予想される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社が当社から承継する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

吸収分割契約書

九州電力株式会社（以下、「甲」という。）と九電みらいエナジー株式会社（以下、「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲の地熱事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：九州電力株式会社

住所：福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：九電みらいエナジー株式会社

住所：福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号 KMGビル

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

- 1 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産及び債務その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。但し、権利義務の承継につき法令に定める関係官庁の承認等を要するものについては、当該承認等の取得を条件とする。
- 2 本件分割において、本件事業に従事する甲の従業員の労働契約は乙に承継されない。
- 3 承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務は、全て乙が免責的債務引受の方法により引き受け、甲は、効力発生日以降、乙が本件分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。

第5条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、新たに発行する乙の普通株式65万株を甲に対して交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額）

乙は本件分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第7条（株主総会）

- 1 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本件分割を行うものとする。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に必要な事項について、株主総会の決議（会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）による承認を得るものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業に関し会社法第21条その他の競業避止義務を負わない。

第9条（本契約の変更又は解除）

甲及び乙は、本契約締結日から、効力発生日までの間において、甲若しくは乙の資産若しくは経営状態の重大な変動又は天災地変その他の事由により本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、合意により本契約を変更し、又は解除することができる。

第10条（本契約の失効）

本契約は、第7条第2項に定める承認の決議が効力発生日の前日までに得られなかったとき、又は本件分割の実行のために必要となる法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議のうえ、合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2023年9月27日

甲 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員 池辺 和弘



乙 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号 KMGビル
九電みらいエナジー株式会社
代表取締役社長執行役員 水町 豊



承継対象権利義務明細表

承継対象権利義務は次のとおりとする。なお、承継対象権利義務のうち資産及び債務は、甲の2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除して確定する。

1 承継する資産

(1) 固定資産

- ① 主として本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産
但し、次の各号を除く

ア 社宅・寮の建物、敷金及び建設協力金

イ 電話加入権

- ② 長島ウインドヒル株式会社、地熱技術開発株式会社及び筋湯温泉供給株式会社の株式

(2) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金その他の流動資産

但し、次の各号を除く

- ① 売掛金

- ② 諸未収入金

2 承継する債務

(1) 固定負債

本件事業に属する固定負債

但し、次の各号を除く

- ① 社債

- ② 借入金

- ③ 関係会社からの預り金に関する固定負債

(2) 流動負債

本件事業に属する流動負債

但し、次の各号を除く

- ① 社債

- ② 借入金

- ③ コマーシャル・ペーパー

- ④ 買掛金

- ⑤ 未払金（但し、工事等が未完了の件名に係る保留金は承継する）

- ⑥ 未払費用（但し、工事等が未完了の件名に係る保留金は承継する）

⑦ 未払税金

⑧ 関係会社からの預り金に関する流動負債

3 承継する雇用契約

本件分割において、甲の従業員（出向者を含む。）の雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づき発生する一切の権利義務は乙に承継されない。

4 承継する契約上の地位及び権利義務

（1）雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務委託、請負及びリースその他の一切の契約（上記1及び2の定めにより乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約を含む。）における契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、上記1及び2の定めにより乙に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。

（2）許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの（但し、甲がその事業運営上引き続き保有する必要があるものは除く。）

5 その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲及び乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上



第 14 期 計 算 書 類

〔 2022年4月 1日から
2023年3月31日まで 〕

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

九電みらいエナジー株式会社

貸 借 対 照 表

事業者名：九電みらいエナジー株式会社

2023年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	32,261	流動負債	24,561
現金及び預金	11,945	買掛金	2,570
売掛金	18,453	短期借入金	4,000
未収入金	1,064	関係会社短期借入金	23
その他	813	1年以内返済予定長期借入金	4,567
貸倒引当金（貸方）	△15	1年以内返済予定関係会社長期借入金	140
		未払金	966
		未払費用	11,438
		預り金	610
		その他	244
固定資産	53,146	固定負債	45,519
有形固定資産	25,892	長期借入金	42,310
建物	584	退職給付引当金	142
構築物	3,667	契約関連損失引当金	1,500
機械装置	21,097	資産除去債務	1,332
建設仮勘定	94	その他	233
その他	447		
		負債合計	70,080
無形固定資産	538	株主資本	15,323
投資その他の資産	26,715	資本金	8,970
投資有価証券	2,118	資本剰余金	4,642
関係会社株式	8,657	資本準備金	4,642
その他の関係会社有価証券	9,432	利益剰余金	1,710
関係会社長期貸付金	3,435	その他利益剰余金	1,710
長期預け金	879	繰越利益剰余金	1,710
繰延税金資産	1,074	評価・換算差額等	2
その他	1,117	その他有価証券評価差額金	2
		純資産合計	15,326
資産合計	85,407	負債・純資産合計	85,407

損 益 計 算 書

事業者名:九電みらいエナジー株式会社

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		66,696
売上原価		61,695
売上総利益		5,001
販売費及び一般管理費		2,846
営業利益		2,154
営業外収益		
受取利息	126	
権利移転収入	400	
その他	285	811
営業外費用		
支払利息	450	
その他	18	468
経常利益		2,497
特別損失		
契約関連損失引当金繰入額	1,500	1,500
税引前当期純利益		996
法人税、住民税及び事業税	827	
法人税等調整額	△685	141
当期純利益		854

株主資本等変動計算書

事業者名:九電みらいエナジー株式会社

(2022年4月 1日から
2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	7,770	3,442	3,442	856	856	12,069	2	2	12,071
当期変動額									
新株の発行	1,200	1,200	1,200			2,400			2,400
当期純利益				854	854	854			854
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							△0	△0	△0
当期変動額合計	1,200	1,200	1,200	854	854	3,254	△0	△0	3,254
当期末残高	8,970	4,642	4,642	1,710	1,710	15,323	2	2	15,326

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法
 ② 無形固定資産 定額法
 ③ リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 ① 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 ② 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 ③ 契約関連損失引当金
 電力需給契約に伴う将来の損失に備えるため、契約に基づく見積額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
 小売電気事業において、電気の供給を行うことを主な履行義務としております。当該履行義務の収益については、電気の供給に応じて認識しております。なお、電気の供給においては毎月の検針により使用量が計量されますが、直近の検針日から期末日までに供給した電力に係る収益については、電力量及び単価を合理的に見積った上で計上しております。当社が代理人として電力の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。
- (5) ヘッジ会計の方法
 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- | | |
|--------------|------------|
| その他の関係会社有価証券 | 9,432 百万円 |
| 関係会社株式 | 7,437 百万円 |
| 関係会社長期貸付金 | 1,800 百万円 |
| 投資有価証券 | 1,544 百万円 |
| 計 | 20,213 百万円 |
- 上記資産は、当該出資先の借入金等の担保に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,983 百万円
- (3) 保証債務
- | | |
|--------------------|-----------|
| 金融機関からの借入金に対する保証債務 | |
| 田原グリーンバイオマス合同会社 | 3,365 百万円 |
- (4) 関係会社に対する金銭債権及び債務
- | | |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 2,487 百万円 |
| 短期金銭債務 | 11,444 百万円 |
| 長期金銭債権 | 218 百万円 |
| 長期金銭債務 | 43 百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| 関係会社上の取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 営業収益 | 7,767 百万円 |
| 営業費用 | 2,895 百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 671 百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| 当事業年度末における発行済株式の数 | |
| 普通株式 | 358,806 株 |

5. 税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産の発生の主な原因は、契約関連損失引当金であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、顧客の信用状況調査等により、リスク低減を図っております。

借入金の使途は主に設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金(※1)	47,017	46,808	△208

(※1) 1年以内に返済予定の借入金を含んで表示しております。

(※2) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「関係会社短期借入金」、「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※3) 「関係会社株式」(貸借対照表計上額8,657百万円)及び「その他の関係会社有価証券」(貸借対照表計上額9,432百万円)は、市場価格のない株式等であり、金融商品の時価等に関する事項に含めておりません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	九州電力㈱	被所有 直接100%	電気の販売・購入等 業務の受託 資金の預入・引出 資金の借入・返済 役員の兼任 出向者の受入	電力需給管理 業務受託(注1)	98,369	売掛金	1,687
				電力取次ぎ 業務受託(注1)	88,045	未払費用	10,566
				資金の借入・返済 (注2)	18,006	関係会社 短期 借入金	23
				利息の支払(注3)	63		
				増資による 新株の発行(注4)	2,400	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等の取引条件は、独立第三者間取引での価格及び総原価を勘案し、交渉の上で決定しております。

なお取引金額は取引高の総額で表示しており、当会計年度の損益計算書の売上高に含まれる取引高は2,478百万円であります。

(注2) 取引金額は純額で表示しております。当該金額の関係会社短期借入金を返済しております。

(注3) 資金の借入に係る金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注4) 当社の増資による新株発行において、親会社である九州電力(株)に対して1株につき50,000円で発行したものです。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	下関バイオマスエナジー(同)	所有 直接85%	業務の受託 役員の兼任	担保の提供(注1)	6,020	—	—
子会社	串間ウインドヒル㈱	所有 直接51%	業務の受託 役員の兼任	担保の提供(注1)	2,877	—	—
関連会社	ひびきウインドエナジー㈱	所有 直接30%	業務の受託 役員の兼任	担保の提供(注1)	4,170	—	—
				増資の引受(注2)	1,800	—	—
関連会社	田原グリーンバイオマス(同)	所有 直接40%	業務の受託 役員の兼任	債務保証(注3)	3,365	—	—
				権利移転にかかる 取引(注4)	400	—	—
関連会社	石狩バイオエナジー(同)	所有 直接30%	業務の受託 資金の貸付 役員の派遣	担保の提供(注1)	2,906	—	—
				資金の貸付 (注1・5)	524	関係会社 長期 貸付金	1,800
関連会社	豊前ニューエナジー(同)	所有 直接27%	業務の受託 役員の派遣	担保の提供(注1)	1,869	—	—
関連会社	SIPHANDONE- RATCH LAO CO.,LTD.	所有 直接20%	資金の貸付 役員の派遣	資金の貸付(注6)	1,012	関係会社 長期 貸付金	1,635

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当該出資先の借入金等に対して当社が保有する株式又は社員持分及び貸付金を担保に供しております。
 (注2) ひびきウインドエナジー株式が実施した株主割当増資を当社が引き受けたものであります。
 (注3) 田原グリーンバイオマス(同)の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。
 (注4) 当該取引は田原グリーンバイオマス(同)が設立されるまでに、同社が行うバイオマス発電事業の為に、当社が取得した契約または確保した地位及び成果物を移転するものであります。
 取引金額は当該発電事業のキャッシュフローなどを勘案して合理的に決定しております。
 (注5) 劣後貸付契約によるものであり、利率は市場金利などを勘案して合理的に決定しております。
 (注6) 貸付契約によるものであり、利率は市場金利などを勘案して合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	42,715 円 95 銭
(2) 1株当たり当期純利益	2,691 円 57 銭

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. その他の注記

資産除去債務に関する注記

① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、風力発電事業資産、バイオマス発電事業資産及び太陽光発電事業資産について、地権者と締結している土地賃貸借契約等に従い、期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。
 なお2022年4月1日における「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の改正により、10kW以上の太陽光発電設備について、廃棄等費用積立てが義務付けられました。これに伴い、対象の太陽光発電事業資産について資産除去債務の新規計上、及び見積額の変更による計上額の変更を行っております。
 資産除去債務の見積りにあたり、支出発生までの見込期間は契約日より10年から20年、割引率は0.179%から1.462%を使用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	714 百万円
当期の増加額	569 百万円
時の経過による調整額	5 百万円
見積りの変更による増加・減少額	42 百万円
期末残高	1,332 百万円

② 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、地熱バイナリー発電事業資産について、地権者と締結している土地賃貸借契約等に従い期間終了時に原状回復する義務を有しております。
 しかし、現時点では地権者等との関係等を考慮すると、当社が単独で当該資産の利用終了を判断することは困難であり、当該資産は恒久利用を前提としていることから、原状回復義務の履行時期を予測することができず、かつ、原状回復義務を負担しない可能性が高いものもあります。
 従いまして、当該原状回復義務の履行時期や発生可能性を合理的に見積ることができないため、当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

電気・ガス価格激変緩和対策事業への参画

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく施策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金982百万円を「売上高」に計上しております。

事業報告

第 14 期

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)



自然の力で輝く未来へ

九電みらいエナジー

1 当社の現況に関する事項 (1)事業の経過及びその成果

1

(1) 事業の経過及びその成果

<再生可能エネルギー事業について>

再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という。)事業分野では、2022年4月からこれまでのFIT制度に代わって新たにFIP制度が創設され、再エネ電源の売電単価を電力市場価格と連動させ、再エネ電源に需給の一致を誘導する仕組みが始まりました。また、GX(グリーン・トランスフォーメーション)に向けて、2023年2月に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(GX脱炭素電源法)」(案)が閣議決定され、第211回国会に提出されました。再エネ導入に資する系統整備のための環境整備など、地域と共生した再エネの最大限の導入拡大を支援する取組みが、今後加速化していくことが見込まれます。

このような情勢の下、当社は、再エネ事業について、計画・開発中の案件を着実に推進し、新規案件の発掘や系統用蓄電池事業など新たな事業分野の検討に取り組みました。

出資案件においては、2022年11月に田原グリーンバイオマス発電所が2025年4月の営業運転に向けて着工しました。また、2023年3月に石狩新港バイオマス発電所が営業運転を開始しました。

2023年3月には、ひびきウインドエナジー株式会社が北九州響灘洋上ウインドファームの建設工事を開始しました。更に、この知見も活用しながら、浮体式も含め一般海域での洋上風力発電の入札に向け、アライアンスの検討や地域対応を行ってまいりました。

そのほか、次世代再エネ技術・事業への取組みとして、環境省から受託した「令和4年度潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業」において1,000kW級の実証事業を2025年度までの予定で進めております。また、幅広く海洋エネルギーの活用に取り組むため、シンガポール沖で実施する小型潮流発電実証事業にも参画しました。

更に、系統用蓄電池事業化について、DXの活用を含めて検討を行い、補助金案件等に取り組んでまいりました。

<当期の再エネ開発状況>

開発中出資案件

	出資先	発電所所在地	設備容量	運開予定	当社出資比率
洋上風力	ひびきウインドエナジー株式会社	福岡県北九州市響灘港湾区域内	220MW	2025年度	30%
太陽光	合同会社宮リバー度会ソーラーパーク	三重県度会郡度会町	59.9MW	2023年5月	6.7%
バイオマス	石狩バイオエナジー合同会社	北海道石狩市	51.5MW	2023年3月 運開	30%
	広畑バイオマス発電株式会社	兵庫県姫路市	74.9MW	2023年8月	10%
	田原グリーンバイオマス合同会社	愛知県田原市	50.0MW	2025年4月	40%
バイオマス 燃料	SR社(ラオスペレット製造)	ラオス国	〔生産量〕 10万t/年	〔事業開始〕 2023年8月	20%

<小売電気事業について>

小売電気事業分野では、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に起因する国際的な燃料価格の高騰や全国的な原子力再稼働の遅れから、電力調達価格は高止まりし、厳しい事業環境となりましたが、収支改善に向けて売上側、原価側の両面から対策を実施しました。

その結果、当期の販売電力量は13億kWhとなりました。

<全社共通の取組みについて>

全社的なDXを積極的に推進する中、低コストで汎用性のあるファイル共有・情報共有サービスを使用した社内ポータルサイトを導入するなど、業務効率化及びサイバーセキュリティ強化に取り組みました。

更に、全社戦略としてのDX機能を強化していくために、DXの全社戦略を統括する部署の必要性が高まったこと、また、今後の発電所数・新規検討地点の増加に伴い発電実績集約やアクセス機能の体制強化の必要性が想定されることなどから、2023年4月に新設した業務推進本部において、今後、DX機能や蓄電池等の需給関係事業の強化を図ってまいります。

また、自主的な資金調達・強靱な財務基盤の実現を図るため、再エネ主力電源化に向けた当社の取組みをPRすることが可能で、コストメリットがあるESGローンの契約を締結しました。

<当期の収支について>

- 当社売上高は、前期比212億円減の666億円、営業利益は9億円増の21億円、経常利益は10億円増の24億円となり、これに、特別損失を計上したことから、当期純利益は前期と同じ8億円となりました。

		2021年度	2022年度 (当期)	増減
指標項目	再エネ電源導入 (万kW)	63	68	5
	小売電気事業 販売電力量 (億kWh)	49	13	▲36
収支(百万円)	売上高	87,991	66,696	▲21,295
	経常利益	1,437	2,497	1,060

1 当社の現況に関する事項 (2)対処すべき課題

(2) 対処すべき課題

<経営ビジョンの戦略>

当社は2022年3月に経営ビジョンとして、2030年のありたい姿「2050地球のみらいへつなぐ企業」を制定し、再エネ主力電源化に向けた方針「再エネ3C」と「11の戦略」を策定しました。当期は、戦略毎に2030年の目標・KGIとロードマップを設定し、今後は同目標・KGIの達成に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。



1 当社の現況に関する事項 (2)対処すべき課題

8

「2030年のありたい姿」にある「再エネの主力電源化」に向けた取組みについて、「3本の矢」をモチーフにした「拡大・継続・調和」の英語の頭文字をとって「再エネ3C」と定義しています。

I 新規再エネ電源開発の積極的な取組みによる設備容量の更なる**拡大(kW)**=Creation

II 保守点検ノウハウ等を活かした既存設備の延命やリプレースなどによる**継続(timeline)**
=Continuation

III 余剰電力の有効活用や再エネ価値の商品化など需要と供給の**調和(kWh)**=Coordination

主力電源化に向けた再エネ3Cの取組み

I 拡大 Creation	・国内外において様々な再エネ電源の拡大・創出に、地域との共生を図りながら取り組みます
II 継続 Continuation	・卒FITを見据えて、再エネ電源を長期安定的に使えるように取り組みます
III 調和 Coordination	・需給管理や系統安定化により再エネを最大限活用できるように取り組みます ・お客さまニーズに合わせた環境メニューやサービスの提供など再エネによる課題解決に取り組みます

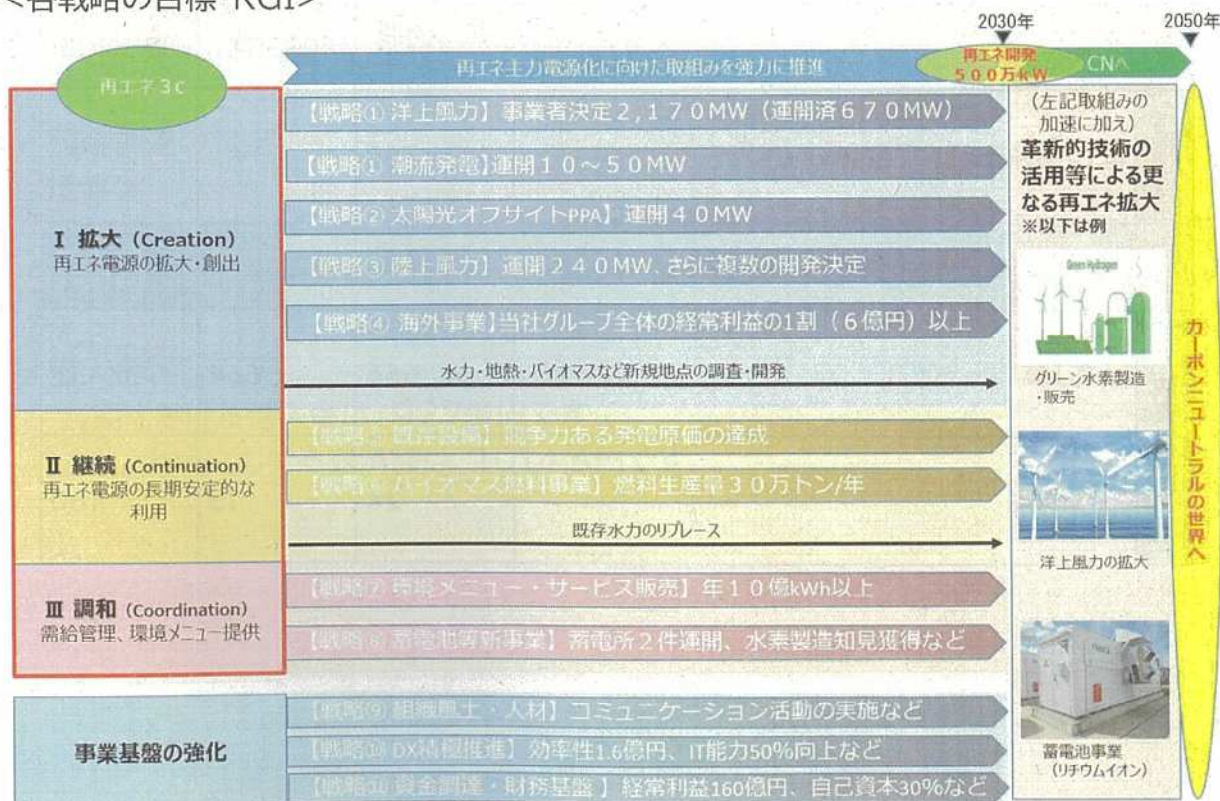
再エネ主力電源化に向けた3本の矢



1 当社の現況に関する事項 (2)対処すべき課題

9

<各戦略の目標・KGI>



<2023年度中期経営計画>

○ 当社は、2023年3月、2023～2027年度の5か年間を対象として、各事業の現時点における取組み状況や経営ビジョンの討議における中長期的な方向性を踏まえて「2023年度中期経営計画」を策定しました。

○ 再エネ事業では、電源設備容量について、設立10年目(2023年度)は82万kWと目標値85万kWをほぼ達成する見込みであり、2024年度九州電力地熱発電事業統合(21万kW)を予定しております。2030年度目標値200万kWを達成するためには、大規模洋上風力発電公募の落札が必要ですが、そのために、公募案件に係る調査費の効率的運用、検討人員の確保及び実績ある事業者とのアライアンス等の課題に取り組んでまいります。

電源別持分売電量については、上記の地熱発電事業統合の効果もあり2030年度には33億kWh(目標値25億kWh)を達成する見込みです。

○ 小売電気事業では、当面の方向性として、電源調達費用の安定化を図るため、卸電力取引市場に依存せず、需要全量を相対電源調達でまかなうことを基本方針とします。

		2022年度 (当期)	2023年度	2030年度
指標項目	再エネ電源導入 (万kW)	68	82	172
		2022年度 (当期)	2023年度	2030年度
収支(億円)	売上高	666	664	—
	経常利益	24	13	160

<九電グループの再エネ事業統合について>

当社及び九州電力株式会社は、再エネ事業を九電グループのコア事業とし、再エネ主力電源化の取組みを加速させるため、当社へ統合することを決定しました。

2024年4月に地熱事業を統合し、準備が整い次第、水力事業を統合します。

当社は、主要再エネ5電源(太陽光・風力・バイオマス・水力・地熱)のすべてを自社で保有する国内唯一の事業者であるだけでなく、再エネ設備量についても再エネ事業者としては国内トップクラスになります。

【事業統合により期待される効果】

- (1) 意思決定の迅速化・・・再エネ事業に関する責任・権限を集約
- (2) 経営資源の獲得・・・再エネ事業に必要な経営資源や情報の効果的な獲得が可能
- (3) 経営基盤の強化・・・安定した収益を生み出す地熱・水力事業により経営基盤を強化、再エネ電源の新規開発・更新工事に投資し、サステナブルな成長を実現
- (4) 企業価値の向上・・・再エネ事業を着実に拡大し、企業価値を向上

(3) 設備投資の状況

当該年度における設備投資額は3億円です。

(4) 資金調達の状況

<増資>

2023年2月には、第三者割当方式により普通株式48,000株(払込金額1株につき50,000円)を発行し、親会社である九州電力株式会社から24億円の資金調達を行いました。

<借入金>

当期における借入金は、927億円です。

また、当期における返済額は、1014億円です。

(5)財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期	第11期 2019年度	第12期 2020年度	第13期 2021年度	第14期 2022年度 (当期)
売上高 (百万円)	41,846	83,018	87,991	66,696
経常利益 (百万円)	5,809	▲18,164	1,437	2,497
当期純利益又は 当期純損失 (百万円)	4,172	▲ 13,103	856	854
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(円)	34,721.20	▲ 89,777.53	2,838.20	2,691.57
総資産 (百万円)	55,455	76,339	100,662	85,407

(注)売上高は再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を控除しております。

1 当社の現況に関する事項 (6)主要な事業内容

(6) 主要な事業内容

- 再生可能エネルギー等による発電事業及びその管理・運営等に関する業務
- 再生可能エネルギー関連設備及び建築物に係わる次に掲げる事業
 - ・ 企画、立案及びコンサルティング
 - ・ 設計、工事及び監理
 - ・ 保守、運転及び管理
 - ・ 販売、リース及び賃貸
 - ・ 撤去・処分及びリサイクル
- エネルギー供給
- エネルギー関連の総合サービス
- 上記に付帯関連する事業

(7) 主要な事務所

名 称	所 在 地
本 店	福岡市中央区薬院三丁目2番23号 KMGビル
唐津・鎮西ウィンドファーム	佐賀県唐津市鎮西町石室字長坂1097番1
宮崎事業所	宮崎県児湯郡川南町大字川南4621番地1
ふくおか木質バイオマス発電所	福岡県朝倉郡筑前町森山字君ヶ原1411番1
菅原バイナリー発電所	大分県玖珠郡九重町大字菅原554番13
山川バイナリー発電所	鹿児島県指宿市山川小川2303番地
東京事務所	東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
218 名	5名増

(注) 従業員数は、就業人員数で記載しております。

就業人員数には、派遣者(※)及び他社からの出向者を含みますが、他社への出向者、休職者(育児休職者を含む)及び組合専従者を含みません。

当期末日の退職者は、就業人員数に含まず、当期末日付日出向解除者は出向者として扱います。

(※)派遣者との雇用関係が、派遣元会社と派遣期間中のみ発生する形態(いわゆる派遣社員)は就業人員数に含まれません。

(9) その他当社の現況に関する重要な事項

当社及び親会社である九州電力株式会社は、特別高圧電力及び高圧電力の供給に関して、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)」に違反しているとして、公正取引委員会より、2023年3月30日付けで排除措置命令(九州電力は課徴金納付命令を含む)を受けました。

また、上記の命令を受領したことにより、当社らは、同日、資源エネルギー庁から、法令等遵守のための指示を受けるとともに、電力・ガス取引監視等委員会から、公正取引委員会の命令に係る事実関係や再発防止等について、電気事業法に基づく報告徴収を受けました。これを受け、当社らは、同年4月、それぞれに対する報告を行いました。

当社らは、現在、公正取引委員会からの命令の内容を精査・確認し、今後の対応を慎重に検討しているところですが、このたびの命令を厳粛に受け止め、今後、二度とこのような疑いをもたれることのないよう、これまで進めてきた独占禁止法遵守のための取組みに加え、新たな再発防止策を着実に実施し、独占禁止法を含む法令等遵守体制の一層の強化を図ってまいります。

2 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社は九州電力株式会社であり、同社は当社の株式を358,806株(出資比率100%)保有しております。

当社は、同社からの電力需給管理業務受託及び電力取次ぎ業務受託等を行っております。価格等の取引条件については、独立第三者間取引での価格及び総原価を勘案し、交渉の上で決定するなど、当社取締役会としては、同社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

親会社との主な取引内容	取引金額(百万円)	取引条件の決定方法
電力需給管理業務受託	98,369	価格等の取引条件は、独立第三者間取引での価格及び総原価を勘案し、交渉の上で決定している。
電力取次ぎ業務受託	88,045	

(2) 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
串間ウインドヒル株式会社	2,821	51.0	風力発電による電気の販売
長島ウインドヒル株式会社	490	51.0	風力発電による電気の販売
みやざきバイオマスリサイクル株式会社	100	42.0	鶏糞等バイオマス資源の焼却による 焼却灰・電気の販売及び性状分析
下関バイオマスエナジー合同会社	1	85.0	バイオマス発電による電気の販売

- (1) 発行可能株式総数 400,000株
 (2) 発行済株式の総数 358,806株
 (3) 株 主 数 1名
 (4) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
九州電力株式会社(親会社)	358,806株	100.0%

4 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
水町 豊	代表取締役社長	長島ウインドヒル(株)代表取締役社長 串間ウインドヒル(株)代表取締役社長 ひびきウインドエナジー(株)代表取締役社長
寺崎 正勝	常務取締役 事業企画本部長	下関バイオマスエナジー(同)代表社員職務執行者 田原グリーンバイオマス(同)代表社員職務執行者
武末 伸二	取締役 エンジニアリング第1本部長	ソヤノウッドパワー(株)代表取締役社長
稲田 龍一	取締役 エンジニアリング第2本部長	
福島 晋	取締役 技術統括	
大庭 孝博	取締役 営業本部長	
白須 慎一郎	取締役 経営企画部門長	
穂山 泰治	取締役	九州電力(株)取締役常務執行役員 エネルギーサービス事業統括本部長
栗山 嘉文	取締役	九州電力(株)取締役常務執行役員 エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長 営業本部長
山崎 寿文	監査役(常勤)	
津野 喜久代	監査役	九州電力(株)監査等特命役員

注1)取締役福島晋氏及び監査役津野喜久代氏は、2022年6月17日開催の第13回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。

注2)監査役赤坂英博氏は、2022年6月17日開催の第13回定時株主総会の終結の時をもって辞任しました。

注3)2023年4月1日の執行役員制度導入に伴い、取締役水町豊、寺崎正勝、武末伸二、稲田龍一、福島晋、大庭孝博及び白須慎一郎の7氏は同日付で執行役員に選任されました。

注4)2023年4月1日付で業務推進本部を新設し、取締役福島晋氏が、同日付で業務推進本部長に就任しました。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と業務執行取締役等を除く取締役2名、監査役2名は会社法第427条第1項の賠償責任を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役は、当該会計監査人が以下に掲げる事項に該当すると判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当会社取締役会に対し、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出させます。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合
- ② 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、そのほか、公序良俗に反する行為があったと判断した場合
- ③ その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を勘案し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合等

(1) 会社業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行の法令・定款への適合及び会社業務の適正を確保するため、以下の体制を整備しております。

① 取締役の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

- 取締役会は、原則として3ヶ月に1回、また必要に応じて随時開催し、予め定めた規程に則り、経営上の重要な事項について審議・決定する。また、取締役の職務執行を監督するため、取締役から職務の執行状況の報告を定期的に受ける。
- 法令や企業倫理、社内規程等の遵守の徹底を図るため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、公正な事業活動を推進する。
- 取締役は、全ての事業活動の規範として定められた「九電グループ企業行動規範」及びこれに基づく行動規範である「コンプライアンス行動指針」を率先して実践する。
- 取締役は、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断する。
- 取締役会及び取締役は、監査役が、適法性を欠くおそれのある事実、あるいは会社へ著しい損害を与えるおそれのある事実等に対して勧告及び助言を行った場合は、これを尊重する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- 取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については、社内規程に基づき、管理責任箇所を定め適正に保存・管理する。

- 職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する規程に基づき必要に応じたセキュリティの確保を図る。

③ リスク管理に関する体制

- 経営に重大な影響を与えるリスクについては、定期的にリスクの抽出、分類、評価を行い、全社大及び各業務に係る重要なリスクを明確にする。
- 各部署は、明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み、適切に管理する。
- 非常災害その他会社経営及び社会に重大な影響を与える事象が発生した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施する。

④ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- 取締役会決定事項のうち予め協議を必要とする事項や、社長が会社の業務執行を統轄するにあたり重要な業務の実施について、事前の審議・調整を行うための会議体を必要に応じて設置する。
- 取締役会は、取締役の業務委嘱・業務担当を定め、業務を執行する取締役は、これに基づき業務の執行にあたる。
- 取締役及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、「組織・権限規程」において、各部署の分掌事項と職務及び権限等を定める。

- ⑤ 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制
- a 法令等の遵守のための体制
 - 各部門に「コンプライアンス推進責任者」を設置し、「コンプライアンス委員会」において策定した基本的な方針や提言、審議した具体策等に従い、企業倫理・法令等の遵守を推進する。
 - コンプライアンスの徹底を図るため、従業員に対するIT利用に伴うリスク管理も含めた教育や研修等を行い、「九電グループ企業行動規範」及び「コンプライアンス行動指針」の浸透と定着を図る。
 - 当社の社員等からコンプライアンスに関する相談を受け付けるため、「コンプライアンス相談社内窓口」を設置するとともに、九州電力の「コンプライアンス相談窓口」及び「コンプライアンス社外相談窓口」を活用し、相談者保護については、「コンプライアンス相談窓口設置・運用規程」に従い、適切な運営を図る。
 - b 内部監査の体制
 - 業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、内部監査を所管する部署を定め、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。
- ⑥ 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 企業グループ全体の基本理念や経営方針等を共有し、企業グループの公正な事業活動を推進するための「九電グループ企業行動規範」を踏まえ、グループ企業の一員として適正な意思決定・業務執行を行う。
 - 親会社に対し、経営状況を報告するとともに、当社の経営に極めて重大な影響を及ぼす恐れのある事項については事前協議を行う。

- 子会社等に対し、経営状況を把握するため、企業グループの方針に従い、リスク等への対応策を織り込んだ事業計画の策定や実績の報告を求めるとともに、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については事前協議を行う。
 - 企業グループの公正な事業活動を推進するため、子会社等に対しても、「九電グループ企業行動規範」の周知・徹底を図るとともに、子会社等の各社において、コンプライアンスに関する行動指針の策定や内部通報窓口の設置等の促進を図る。
- ⑦ 監査役の職務執行の実効性を確保するための体制
- a 監査役を補助するスタッフの体制
 - 監査役の職務を補助するスタッフを総務部におく。
 - b 監査役スタッフの独立性及び当該スタッフに対する指示の実効性を確保するための体制
 - 監査役の職務を補助するスタッフは、監査業務に関し、監査役の指揮命令の下で職務を遂行する。
 - c 監査役への報告に関する体制
 - 取締役及び従業員は、監査役から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。また、取締役、監査役及び従業員は、親会社の監査等委員会から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。
子会社等の取締役、監査役及び従業員は、当社監査役から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。
 - 取締役は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告を行う。また、取締役及び監査役は、会社に重大な損害を与えるおそれのある

事実を発見した場合は、速やかに親会社の監査等委員会に報告を行う。子会社等の取締役及び監査役は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに当社監査役に報告を行う。

- 取締役は、監査役に上記の報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社等へ周知徹底する。
- d その他監査役の監査の実効性を確保するための体制
 - 取締役は、監査役からの重要会議への出席要請に応じるとともに、重要文書の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査に協力する。
 - 取締役は、監査役の職務の執行に必要な費用を確保し、監査役から当該費用の償還等を求められた場合は、これに応じる。
 - 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換等を行う。

(2) 会社業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1)に掲げる体制の運用状況の概要については、以下のとおりです。

- ① 取締役の職務執行の法令等への適合を確保するための体制
 - 取締役会は、3ヶ月に1回の職務執行状況報告のほか必要に応じて開催し、個別の発電事業の実施等について審議・決定しました。
 - コンプライアンス委員会で決定した計画に基づき、コンプライアンス意識を向上させるための教育・研修など諸施策を実施しました。
 - 2023年3月に公正取引委員会の排除措置命令を受けましたが、今後独占禁止法違反を疑われる事態を繰り返さないため、①再発防止に向けた経営トップのコミットメントと全社を挙げた意識改革・組織風土改革、②独占禁止法の理解・意識の向上、③独占禁止法遵守体制の整備及びけん制機能の強化に取り組んでまいります。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - 会社法が定める取締役会議事録のほか、社長決定文書など重要な意思決定に係る文書について、社内規定に基づき、管理責任箇所が適正に保存・管理しています。
 - 情報セキュリティ関連規定に基づき、情報セキュリティ推進や情報の取扱いに関する適切な管理体制を構築しています。
- ③ リスク管理に関する体制
 - 経営に重大な影響を与えるリスクを抽出、分類、評価した結果を「全社リスク分析結果」として取締役会に報告しました。

- 各部署は、重要リスク及び個別リスクへの対応策を業務活動計画に織り込み管理しています。
 - 危機管理対応レベル及び情報セキュリティレベルの向上を図るため、「緊急事態に対する連絡体制」に基づき標的型攻撃メール訓練を行いました。
- ④ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
- 取締役会決定事項のうち予め協議を必要とする事項や、重要な業務の実施については、経営会議及び幹部会議において事前の審議や調整を行いました。
 - 「組織・権限規程」において、各部署の分掌事項と職務及び権限等を定め、適正かつ効率的に職務を遂行しています。
- ⑤ 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制
- a 法令等の遵守のための体制
- コンプライアンス・センスを高めるため、コンプライアンス委員会事務局及びコンプライアンス責任者を中心に、他社におけるコンプライアンス違反事例を周知しました。
 - 2023年3月に公正取引委員会の排除措置命令を受けましたが、今後独占禁止法違反を疑われる事態を繰り返さないため、再発防止策に取り組んでまいります。
 - 情報セキュリティ関連規定に基づき、自主点検や研修を実施し、情報セキュリティの確保に取り組んでいます。
- b 内部監査の体制
- 法令等の遵守や業務執行状況等について実査を行い、結果を経営会議において報告しました。

- ⑥ 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 親会社である九州電力に、経営状況の報告を行うとともに、出資等の重要な事項については事前協議を実施しました。
 - 子会社におけるコンプライアンスの取組み状況や法令改正への対応状況など適正な業務遂行に向けた取組み等について、内部監査を実施しました。
- ⑦ 監査役の職務執行の実効性を確保するための体制
- 監査役が業務執行状況や重要な意思決定過程を把握できるように、重要な会議等への出席依頼や重要な文書等の回議を行うことにより、監査役の監査の実効性、効率性を高めています。

事業報告に係る附属明細書

第 14 期

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)



自然の力で輝くみらいへ

九電みらいエナジー

当社は、本附属明細書に記載すべき、事業報告の内容を補足する重要な事項はございません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

九電みらいエナジー株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

田中 晋介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、九電みらいエナジー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役との意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は電気の小売り供給にかかる官公庁入札において、3月30日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令を受けました。

この事案を受け、再発防止とコンプライアンスを最優先とした事業活動に取り組んでいくところです。監査役として、再発防止策の実施状況について監視・検証してまいります。

2023年6月1日

九電みらいエナジー株式会社

常勤監査役

山崎 壽文



監査役

津野 喜久代



本事前開示書面は原本と相違ありません。

2024 年 1 月 31 日

九 州 電 力 株 式 会 社

代 表 取 締 役

社 長 執 行 役 員

池 辺 和 弘



